

監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年3月30日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 倉 克伊

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和8年1月28日（水） 午前10時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象
市長直轄組織 人事秘書課
 - (1) 職員の心身の健康管理と復職支援の状況について
 - (2) カスタマー・ハラスメント対策について
 - (3) 職員の人材育成について
 - (4) S K I P制度及びテレワークの活用状況について教育部 教育総務課
 - (1) 学校施設の修繕について
 - (2) 学校施設等長寿命化計画の進捗状況について
 - (3) 小中学校の施設備品の管理状況について
 - (4) 小中学校の体育館空調設備の整備について教育部 学校教育課
 - (1) I C T教育推進事業について
 - (2) 木津川市育英資金の交付と基金の状況について
 - (3) 小中学校の教材備品の管理状況について
 - (4) 市立中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助について教育部 社会教育課
 - (1) 社会教育関係団体への各種補助金の見直し状況について
 - (2) 社会教育施設の在り方について
 - (3) 二十歳のつどい事業について
 - (4) 中央図書館運営事業について教育部 文化財保護課
 - (1) 文化財の認知拡大の取組みについて
 - (2) 文化財愛護団体補助金の見直し状況について

(3) 椿井大塚山古墳の整備について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

市長直轄組織

【人事秘書課】

監査結果報告に添える意見として、職員の心身の健康管理については、長時間の超過勤務や、休職者等がある部署が見られる。事務量や勤務状況を的確に把握し、職員の健康管理に努められたい。また、復職支援についても、休職者へ十分配慮する体制を構築するよう対応されたい。

カスタマー・ハラスメント対策基本方針については、職員自身が方針を理解するとともに、適切な接遇等を心掛け、また、記録等を十分にした上で、業務への支障、市民へのサービスの低下等を防ぐために、体制を構築されたい。

教 育 部

【教育総務課】

監査結果報告に添える意見として、学校施設等の修繕については、緊急を要することは理解するが、「随意契約ガイドライン」に基づき事業を進められたい。また、学校施設の維持管理については、来年度から包括管理業務となるが、委託事業者と十分連携し、スムーズに移行されたい。

「木津川市学校施設等長寿命化計画」については、「小中学校の在り方基本計画」による学校再配置の検討等に基づいて整合性を図られたい。また、長期的な視点により計画を見直し、最適な施設整備に努められたい。

【学校教育課】

監査結果報告に添える意見として、ICT教育推進事業について、更新するタブレット端末は、費用対効果の向上、技術の積極的・有効的な活用を促すように努められたい。また、ファーストGIGA（ギガ）で導入したタブレット端末の処分を適切に実施されたい。

育英資金事業について、基金が減少していく中で、今後事業を安定して継続していくために、寄付金の呼びかけを行うなど取組を検討されたい。

市立中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助について、申請などが、スムーズかつ適正に行われるように努められたい。

【社会教育課】

監査結果報告に添える意見として、社会教育施設については、施設の管理運営方法は異なるが、施設の特性・規模等を勘案し、費用対効果と市民サービスの向上に努められたい。また、今後、社会教育課が所管する施設等の在り方について、検討を進められたい。

【文化財保護課】

監査結果報告に添える意見として、文化財愛護団体への活動に関する補助金交付事務については、「補助金等交付ガイドライン」に基づいて、必要な要綱整備や交付団体への周知も含め、運用基準を整理されたことは評価する。

文化財は、市の魅力となる歴史資源であり、さまざまな手法を用いて、幅広い年齢層へ周知を図られたい。また、文化財に関する講座などを実施し、関係部署と連携して、今後のまちづくりに生かされたい。

以 上。